

浄化槽による持続可能な污水处理整備手法の確立

～田川市個人設置・公的管理型

浄化槽整備事業の創出から実施へ～



福岡県田川市

市民生活部環境政策課
污水处理対策室

1 汚水処理事業の変遷

2 浄化槽整備事業の課題

3 浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法

4 新たな浄化槽整備事業の創出

5 今後の取組と展望

1 汚水処理事業の変遷

1 汚水処理事業の変遷

3

田川市における汚水処理対策事業の取組の変遷

H4. 4

- 個人設置型浄化槽整備事業スタート

H 5. 1

- 田川市郡での流域下水道事業の取組開始・・・断念

H19. 7

- 市単独での公共下水道事業の取組開始

H26. 1

- 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルが国から発出

H28.10

- 市全域の汚水処理を下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ方針転換

R1. 4

- 市町村設置型浄化槽整備事業の検討を経て、
個人設置・公的管理型浄化槽整備事業スタート

1 汚水処理事業の変遷

4

汚水処理の方針転換の4つの視点

- (1) たくさんのお金をかけて大丈夫なのか？
- (2) 公平な住民サービスを提供したい。
- (3) せっかく付けた浄化槽を捨てさせるのか？
- (4) 災害への備えを万全にしたい。

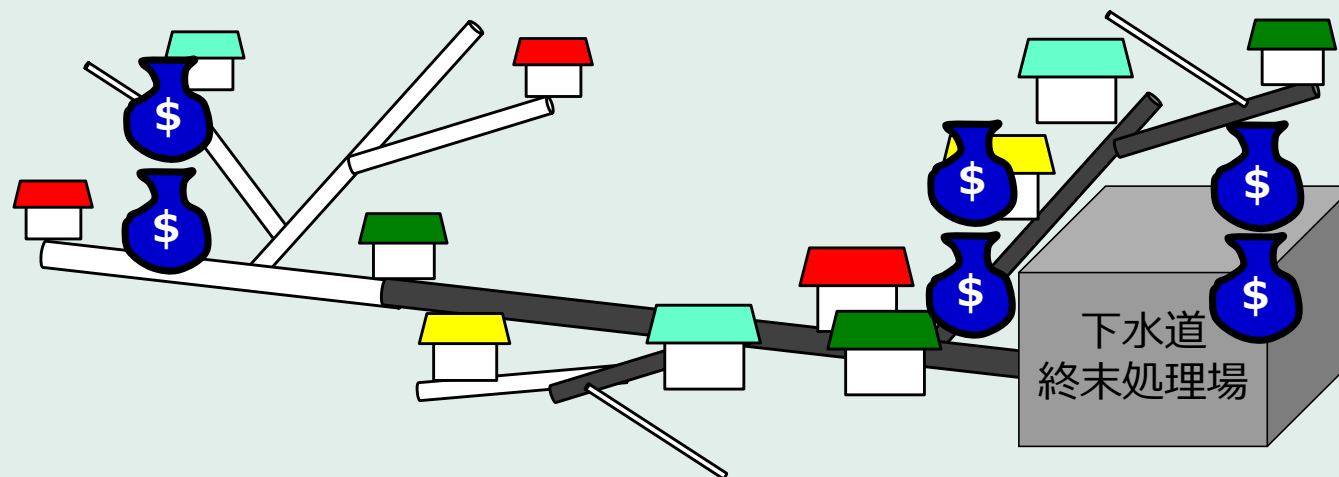
1 汚水処理事業の変遷

5

汚水処理の方針転換の4つの視点

(1) たくさんのお金をかけて大丈夫なのか？

⇒ 高い初期投資や施設更新費、1度始めたら後戻りは・・・



1 汚水処理事業の変遷

6

汚水処理の方針転換の4つの視点

(2) 公平な住民サービスを提供したい。

⇒ 全市民の税金を限られた区域へ投入するより、市全体で汚水処理。

浄化槽で処理する区域

下水道で
処理する区域

\$

限られた
区域

浄化槽で処理する区域（市全域）

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

\$

市全域に！

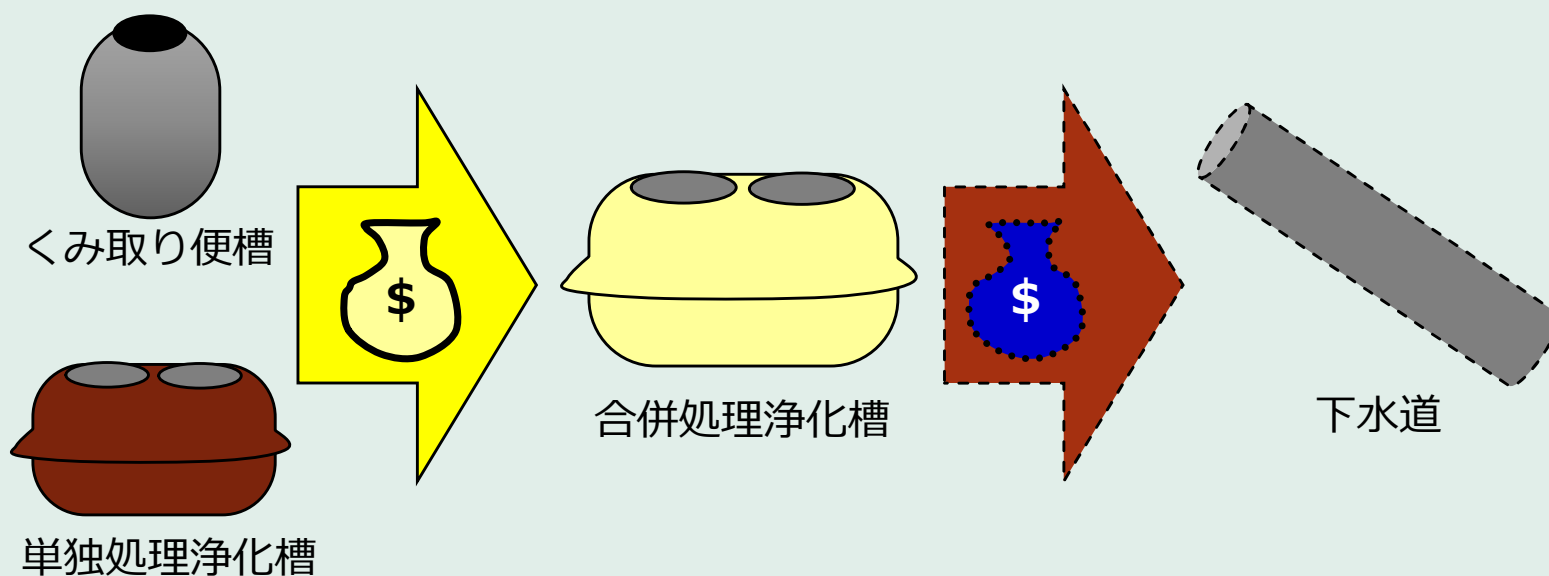
1 汚水処理事業の変遷

7

汚水処理の方針転換の4つの視点

(3) せっかく付けた浄化槽を捨てさせるのか？

⇒ 6割の合併処理浄化槽人口が浄化槽を捨てて下水道に??



1 汚水処理事業の変遷

8

汚水処理の方針転換の4つの視点

(4) 災害への備えを万全にしたい。

⇒ 地震などの被害は、個別復旧で短期再開が可能。



<下水道>

<浄化槽>

- ・浄化槽は家、施設などで独立しているため被害は個別
- ・個別の復旧により短期で汚水処理を再開できる

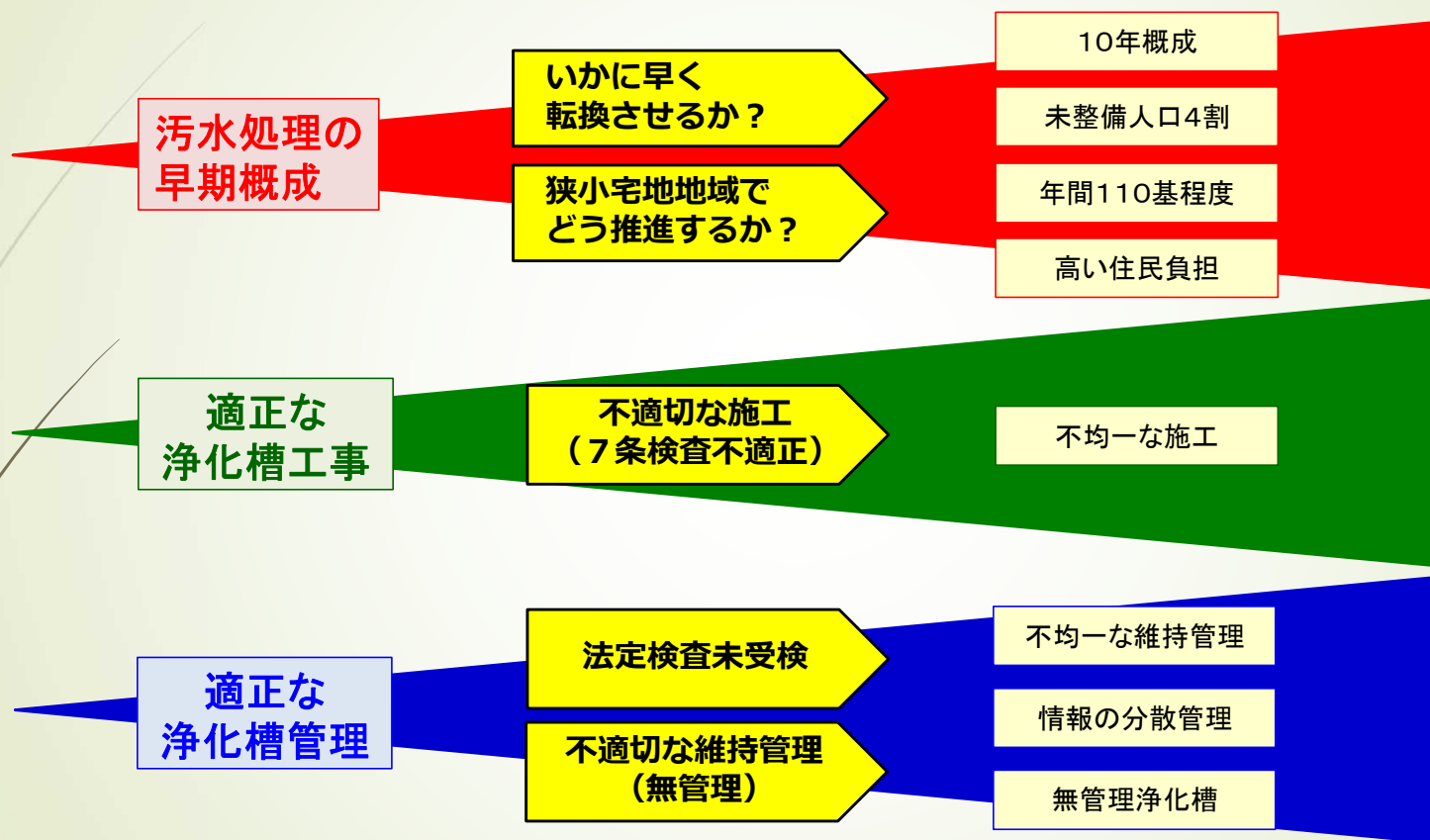


2 浄化槽整備事業の課題

2 浄化槽整備事業の課題

10

田川市の汚水処理状況と課題（H30年度末時点）



赤・緑・青の「3つの課題」を解決するため様々な浄化槽整備手法を検討！

3 浄化槽による持続可能な污水处理整備手法

3 浄化槽による持続可能な污水处理整備手法

12

市町村設置型浄化槽整備事業の検討の視点

(1) 市町村設置型浄化槽の検討

⇒ 直営か？PFIか？ PFI導入市町村が少ないのが実情？

(2) 個人に譲渡する動き

⇒ 市町村設置から個人設置の流れ？

(3) 運営上の問題

⇒ 休止浄化槽、修繕費増加、公費負担、使用料での維持管理費回収

(4) 担当職員への過度な負担

⇒ 少額でも一通りの事務、公営企業会計の導入、職員の異動

(5) 浄化槽を総合的に管理するシステムの必要性

⇒ 利用者別の管理報告書の整理・分析・改善

3 浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法

13

市町村設置型浄化槽整備事業の検討

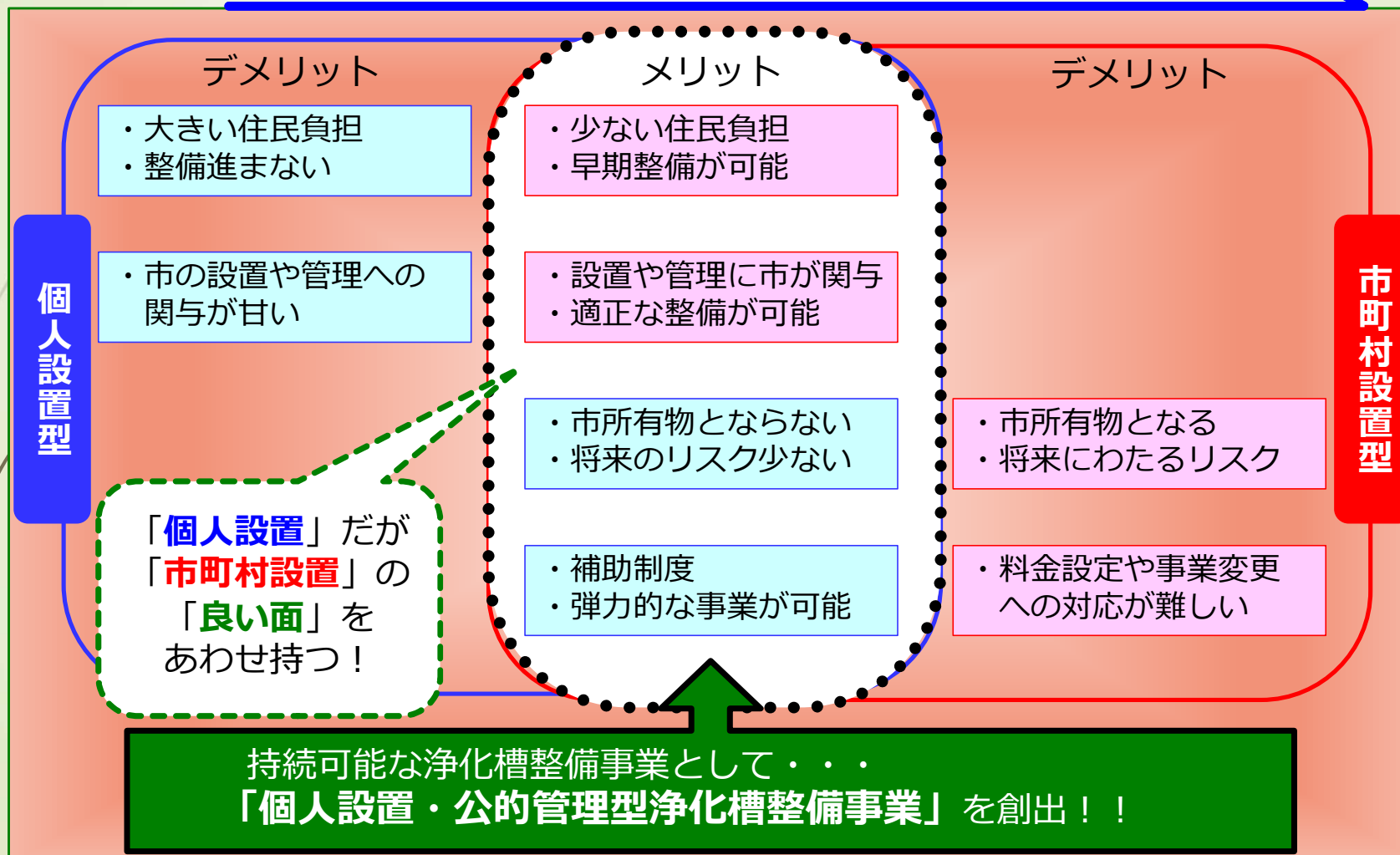
メリット	デメリット	課題
○住民負担の軽減	●市の財政負担の増加	市の財政負担が大きい。
○施工の確実性向上 ○維持管理の適正管理 ○地域経済の活性化	●市の事務負担の増加	直営だと市の事務負担が大きい。 P F I、公営企業会計実施などのハードルが高い。
○住民の将来にわたる更新費用の負担軽減	●市の将来にわたる更新費用の負担	将来にわたり永続的に個人の土地で市の所有物を管理することとなるため、更新費用のリスクがある。
—	●使用料設定が困難 ●維持管理費用の増大	適正な使用料金の設定が困難であるため、将来的な人口減少や空家の増加に伴い、増大する維持管理費用を使用料収入で賄えない可能性がある。

本市の汚水処理状況や財政状況などを考えると、市町村設置型には解決できない将来的なリスクがある・・・「持続的な事業実施はできない」と判断！

3 浄化槽による持続可能な汚水処理整備手法

14

市町村設置型浄化槽整備事業の検討

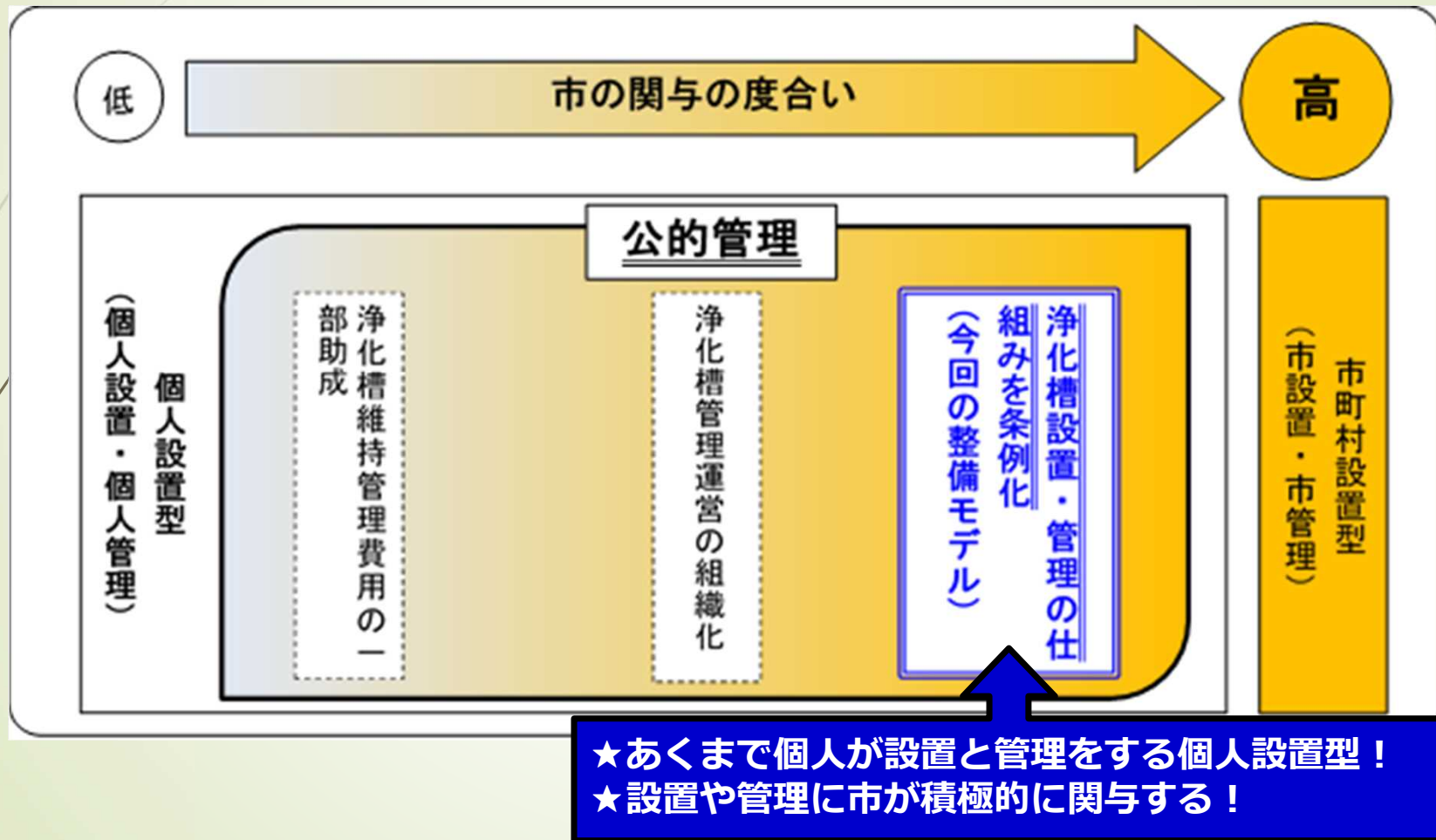


4 新たな浄化槽整備事業の創出

4 新たな浄化槽整備事業の創出

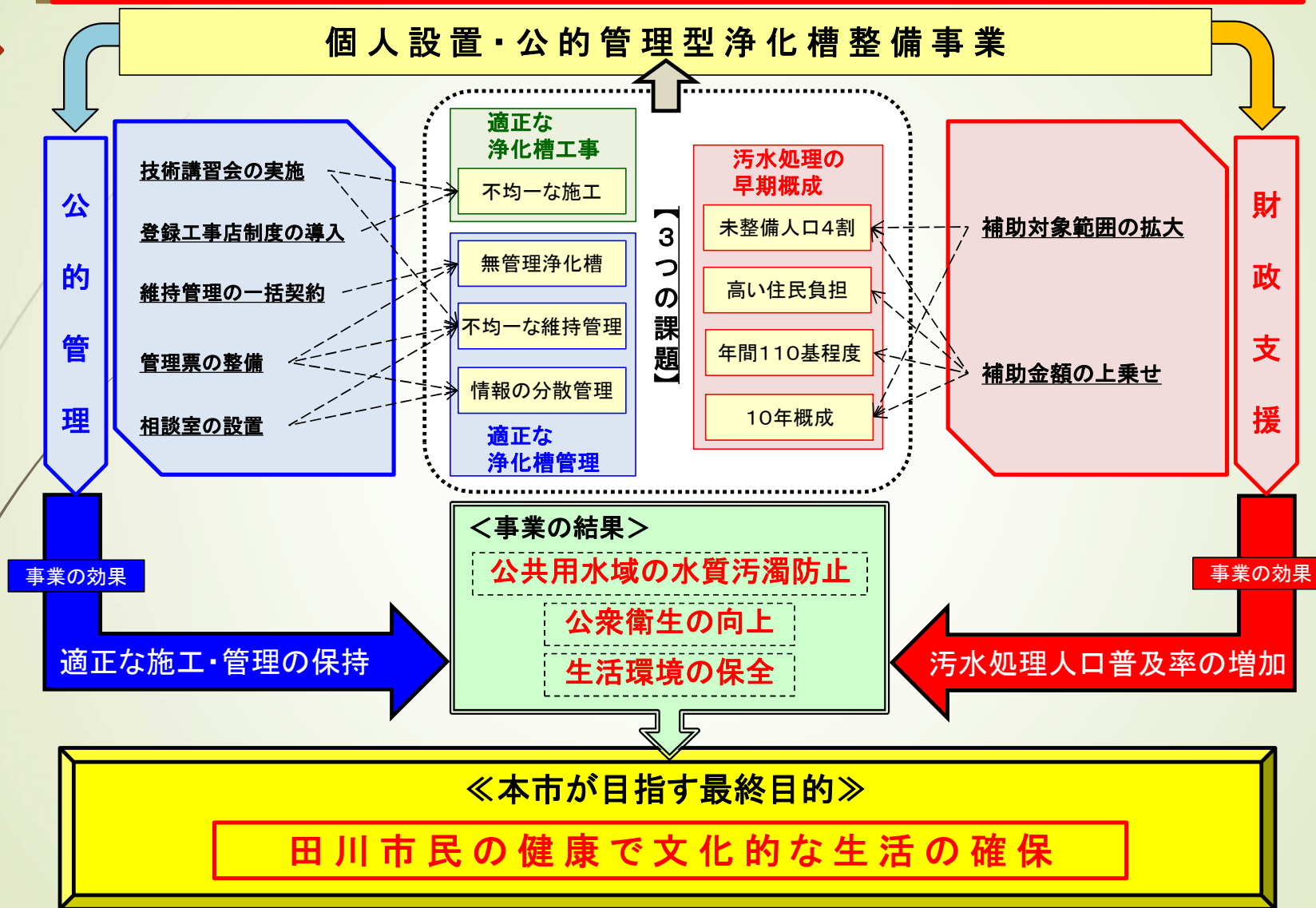
16

個人設置・公的管理型による市の関与の度合い



4 新たな浄化槽整備事業の創出

17



4 新たな浄化槽整備事業の創出

18

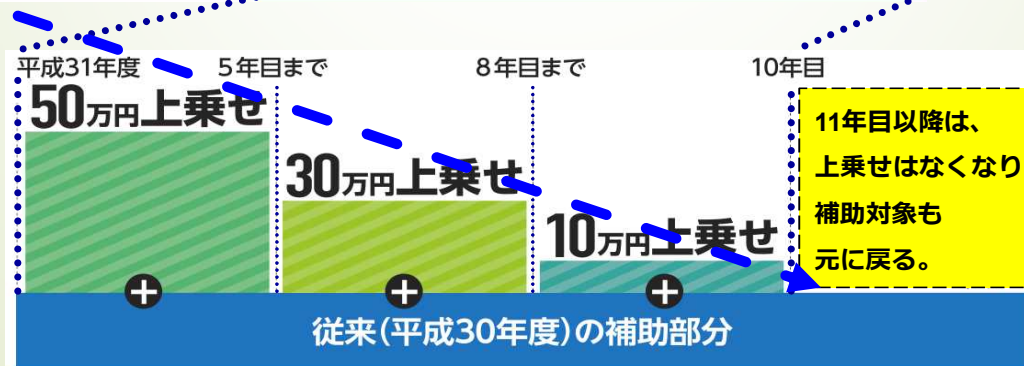
補助制度の拡充！「財政支援制度」について

主な補助対象項目	新築の場合	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽へ転換する場合		
建物用途	専用住宅	すべての建物用途		
人 槽	10人槽以下	すべての人槽		
本体工事		平成31年～5年目 [上乗せ額] 50万円	6～8年目 [上乗せ額] 30万円	9・10年目 [上乗せ額] 10万円
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管		[くみ取り便槽] 撤去：6万円、配管：14万円 [単独処理浄化槽] 撤去：9万円、配管：30万円		

上乗せ額の
段階的減少

早期転換を促す！

事業費の抑制！



4 新たな浄化槽整備事業の創出

19

公的管理を支える「田川市浄化槽技術向上協議会」

★目的★

浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること。

★設立（協議会規約の承認）★

平成30年11月12日設立
令和4年4月1日（法定協議会）

★組織★

《委員》18人（現在委員数）

《構成団体》

- ・ 浄化槽システム協会
- ・ 福岡県浄化槽協会
- ・ 田川市管工事協同組合
- ・ 田川地区環境整備事業協同組合
- ・ 田川市【会長・事務局】

《専門部会》

- ・ 講習会部会
- ・ 工事部会
- ・ 維持管理部会



★協議会のようす★

4 新たな浄化槽整備事業の創出

20

「田川市浄化槽技術向上協議会」のメリット

- 1 浄化槽関係者との定期的な情報交換が可能
- 2 施工・維持管理・法定検査・メーカーの全ての情報収集が可能
- 3 市だけでは解決が困難な事例の相談が可能
- 4 住民に近い立場の施工や維持管理団体などの協力により、多数の人員による啓発や広報などが可能
- 5 技術講習会の運営を通じて『チーム浄化槽』の意識の醸成が可能

**行政だけで解決できない浄化槽の課題を協議し、
情報・知識・意識の向上を図ることができる場**

4 新たな浄化槽整備事業の創出

21

技術の向上と平準化を目指す「田川市浄化槽技術講習会」

★現状と課題★

- ・浄化槽の新たな見識を浄化槽関係者で共有する場がなく、技術に差が生じている。

★目的★

- ・浄化槽の新たな見識を浄化槽関係者で共有できる場の提供
- ・浄化槽関係者の技術の向上と平準化
- ・業種間における連携強化

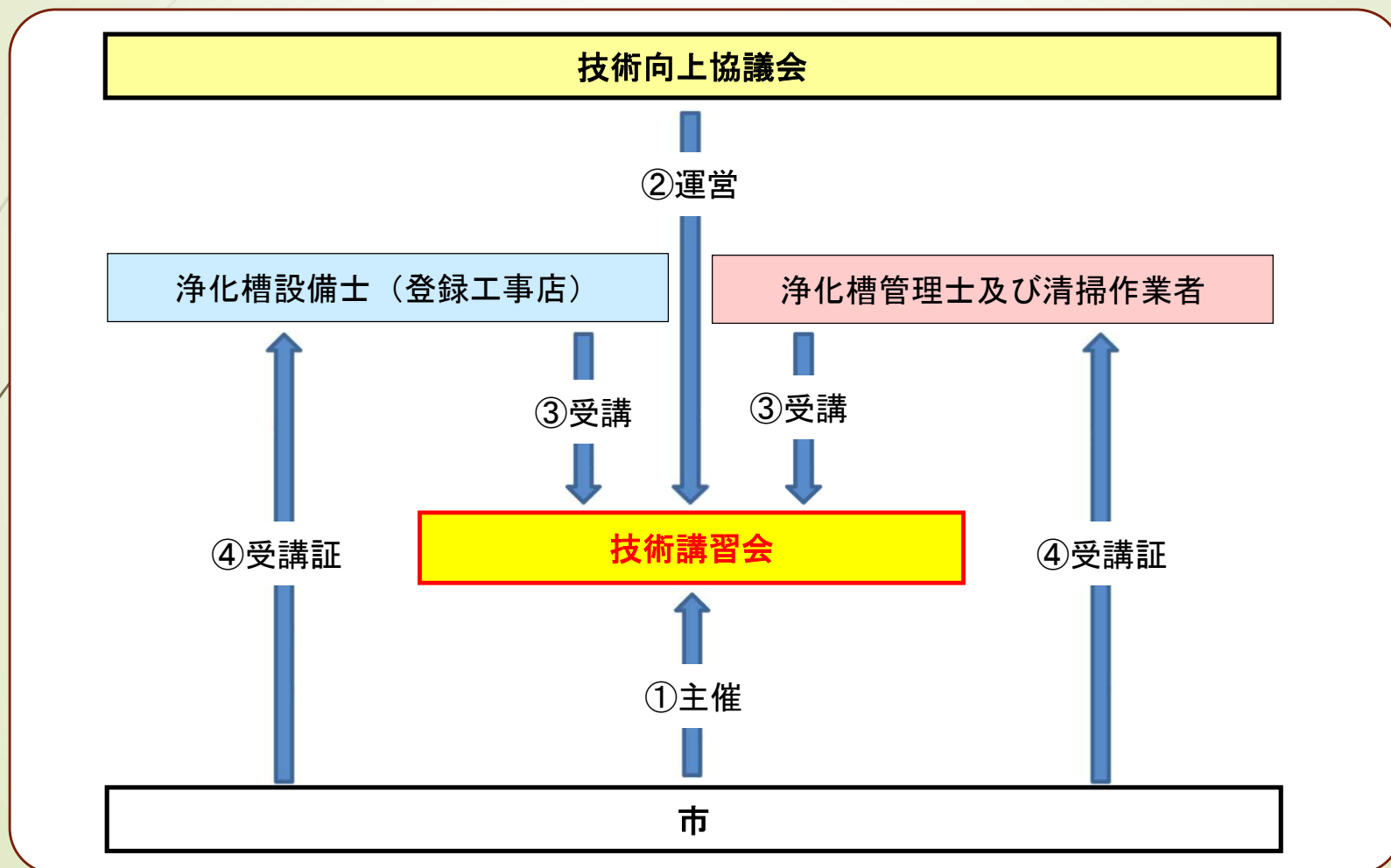
★概要★

- ・毎年2月頃、市主催で『田川市浄化槽技術講習会』を開催
- ・5つの柱の1つである浄化槽相談室からフィードバックされた議題などを踏まえ内容設定
- ・受講資格不要
- ・受講料なし

4 新たな浄化槽整備事業の創出

22

「田川市浄化槽技術講習会」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

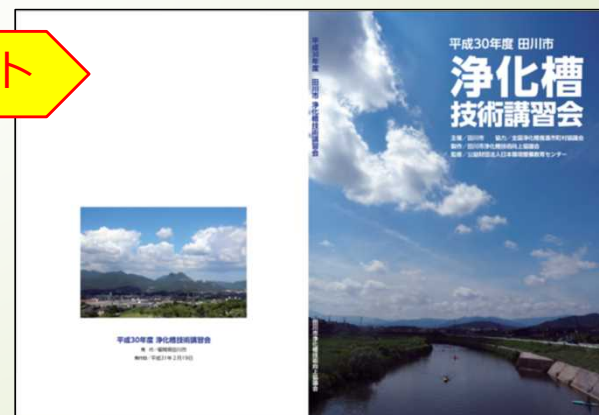
23

「田川市浄化槽技術講習会」の様子

講習会の様子



講習会テキスト



受講証№ 201902190000

平成30年度田川市浄化槽技術講習会
(定期講習会)

受講証

ふりがな たがわ いちろう
氏名 田川 一郎 殿
生年月日 昭和55年5月5日
所 属 株式会社 田川浄化槽

貴殿は田川市が主催する平成30年度田川市浄化槽技術講習会(定期講習会)を受講しましたのでこれを証します

平成31年2月19日

田川市長 二 場 公 人 

受講証

4 新たな浄化槽整備事業の創出

24

均一で適正な施工を担保する「田川市浄化槽登録工事店」

★現状と課題★

- ・ 一定の技術水準に満たない浄化槽の施工
- ・ 不徹底な現場管理

★目的★

- ・ 均一で適正な施工を図り、現場管理を徹底する。

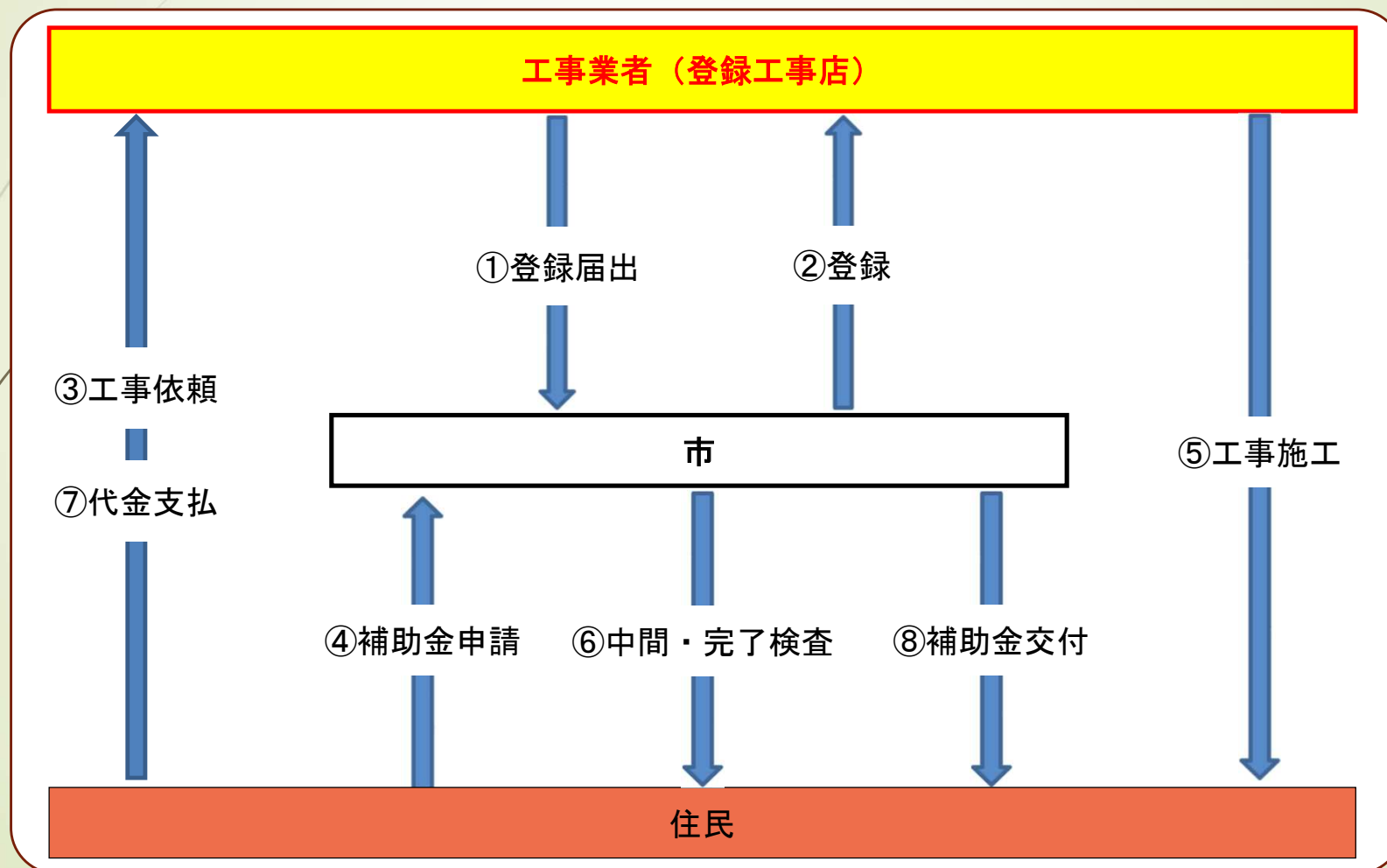
★概要★

- ・ **技術講習会**を受講した浄化槽設備士が、県の登録又は届出浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『**田川市浄化槽登録工事店**』となる。
- ・ **財政支援の要件**
 - ・ 毎年度登録届出が必要
 - ・ 随時市ウェブページで公開

4 新たな浄化槽整備事業の創出

25

「田川市浄化槽登録工事店」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

26

「田川市浄化槽登録工事店」登録実績

＜＜田川市内＞＞

計 1 7 業者

＜＜田川市外＞＞

計 3 6 業者

合計 5 3 業者

4 新たな浄化槽整備事業の創出

27

適正で継続的な維持管理の実現「浄化槽維持管理一括契約」

★現状と課題★

- ・市補助金交付後の維持管理契約状況の継続把握が困難。

★目的★

- ・市で継続的に維持管理状況を把握
- ・適正で継続した維持管理の実現
- ・無管理及び自主管理浄化槽の抑制

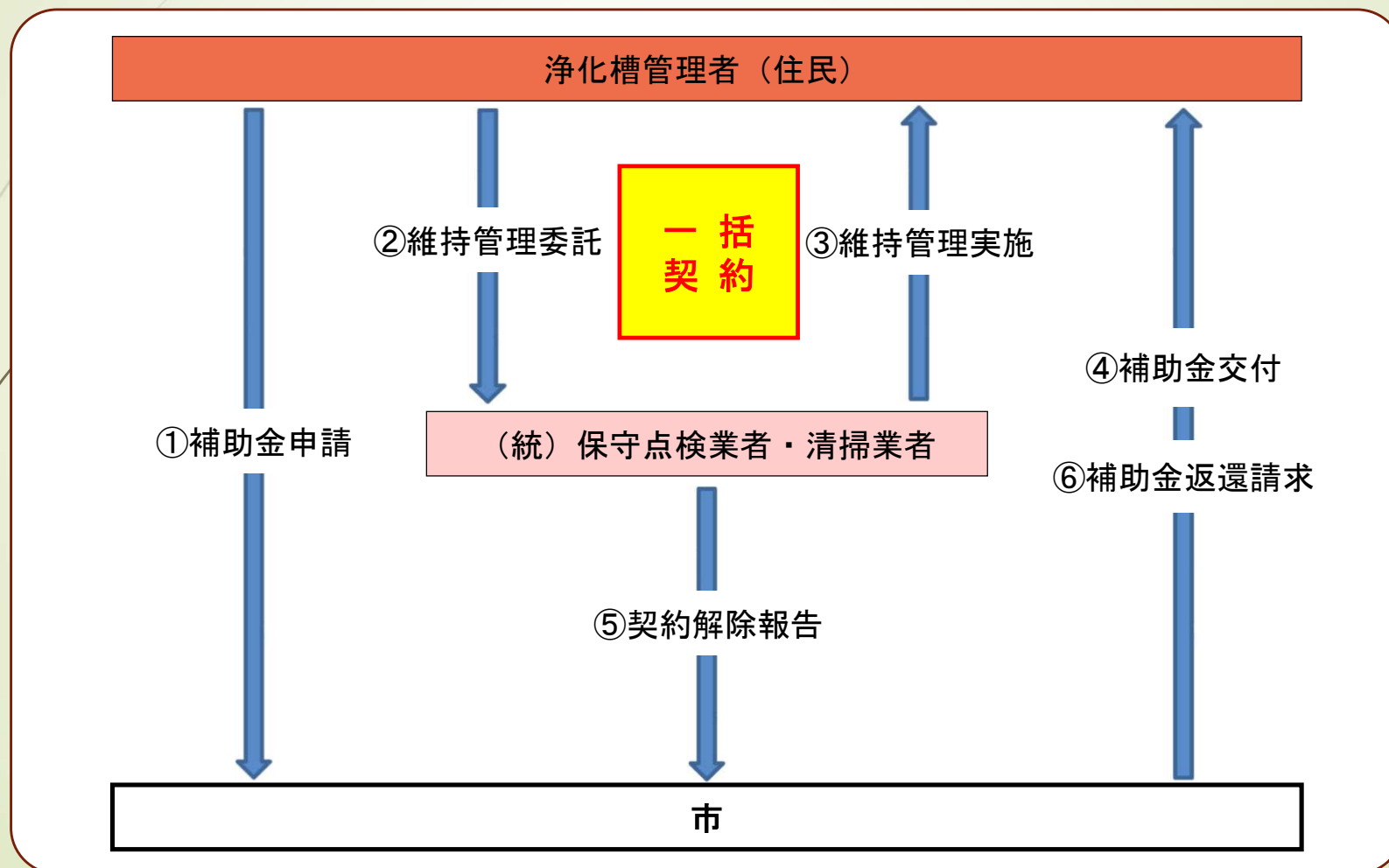
★概要★

- ・技術講習会を受講した浄化槽管理士又は清掃作業者が所属する浄化槽維持管理業者と『浄化槽維持管理一括契約』を継続的に締結する。
- ・財政支援の要件

4 新たな浄化槽整備事業の創出

28

「浄化槽維持管理一括契約」実施フロー



29

浄化槽管理者 _____ (以下「甲」という。)と
 浄化槽保守点検業者 _____ (以下「乙」という。)及び
 _____ (以下「丙」という。)との
 浄化槽修繕業者 _____
 浄化槽の維持管理について、次の通り契約を締結する。
 甲と乙・丙との維持管理については、浄化槽施行規程第9条第2項の規定に基づいて、指定検査機関である
 〇、指定検査機関については、浄化槽施行規程第9条第2項の規定に基づいて、指定検査機関で行うものとする。
 〇、指定検査機関については、浄化槽施行規程第9条第2項の規定に基づいて、指定検査機関で行うものとする。
 〇、指定検査機関については、浄化槽施行規程第9条第2項の規定に基づいて、指定検査機関で行うものとする。

(目的)
第1条 甲は、乙及び丙に対し、甲が所有する浄化槽の保守点検及び清掃についての業務を委託する。
第2条 甲及び乙、丙は信義に愧い無くこの契約書に定める各事項を履行するものとする。乙及び丙は、「浄化槽法」、「建築物の処及び清掃に関する法律」の環境法、及び福岡県、山田市の定める各条各等々の各事項を遵守し、連携して本施設の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

(規約の内容)

(補填の内訳)
第2条ニ及び四は、甲が所有する下記記載の浄化槽の維持管理業務を行うものとする。

設置場所			
設置施設名			
設置工事業者名			
浄化槽の諸元	メーカー		製造番号
	型 式		容 量
	人 種		
	処理方式		

（作業の実施）
第3条 この契約における維持管理は、「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令、福岡県及び田川市が定める各該条例等の各要項により、これを遵守することはもちろん、環境衛生上の観点から必要と認めることとする。

2 乙及び丙は、本条各項に定める作業等について、下記の作業計画を作成し、あらかじめ承認を受けなければならない。

提出先に更なる留意すること。

2. 乙及丙等は、本表各項に定める作業等について、下記の作業実施月を指定し、かつ、作業開始の時期及び期間を明らかにするものとする。なお、作業実施月が12月である場合は、当該年度における最終的な作業完了の月を記入することとする。

うめぬき月日(年)：

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
作業予定月												
保守点検												
撤去点検												
清掃作業												
法廷検査												
高圧検査												

(注) 1人以上の場合、作業実施月から対応付ねる月が経過した月に実施する。

※ 法定検査は、清掃月からおおむね6か月が経過した月に実施する。

2 乙及び丙は第3条第2項に基づいた作業が実施される

[illegible]

(作業報告等)

第4条 乙及び丙は、第3条に規定する事項を、
らない。 各条で定める浄化槽管理規程を整備しなければならない。

2 乙は、田川市が条例で定める沖化措置とする。

(應計科目等)

[illegible]

法定検査料(非課税)		
食	計	その方法は、甲及び乙、丙で協議の上、別に定める。

② 修理等の必要が生じたときの増加し、その方法は、

③ 委託料の支払方法は、甲が乙、丙にそれぞれ支払うものとし、その方法は、

④ ①～③の取扱いにより行う場合の料金は、甲及び乙、丙で協議の上、別に定める。

4 第2項の規定に基づき甲の指値により、

(契約の期間の更新及び消費税について) 年 月 日から 年 月 日まで
第8条 この契約の期間は、年 月 日から 年 月 日までとし、当事者が解除の意思表示をしないときは、この契約は1年間更新され、その更新の期日は、前回の更新期日の前日となる日とする。

契約満了の30日前までに、当事者が解除の意思がある場合は、法に準じて改正するものとする。

2 契約期間中に消費税率の改正があった場合には、

(業務不履行) 市は、国の郡会において第3条第2項に基づいた作業が実施できないと判断した場合、

第7条 甲は、甲の都合により、
丙にその事由が判明した時点でその旨を連絡しなければならない。

の契約を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

浄化槽管理者(甲)

净化槽保守点検査

淨化槽清掃業者()

【指定検査機関】 住 所 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬 966-7
名 称 一般財団法人 福岡県浄化槽協会
電話番号 092-947-1800

4 新たな浄化槽整備事業の創出

30

窓口一元化でサービス向上と情報共有化「浄化槽相談室」

★現状と課題★

- ・市と浄化槽関係者の間で苦情内容や解決方法等を共有する体制がない。

★目的★

- ・市と浄化槽関係者間での情報共有体制の確立
- ・情報共有による知識・技術の向上
- ・住民サービス向上

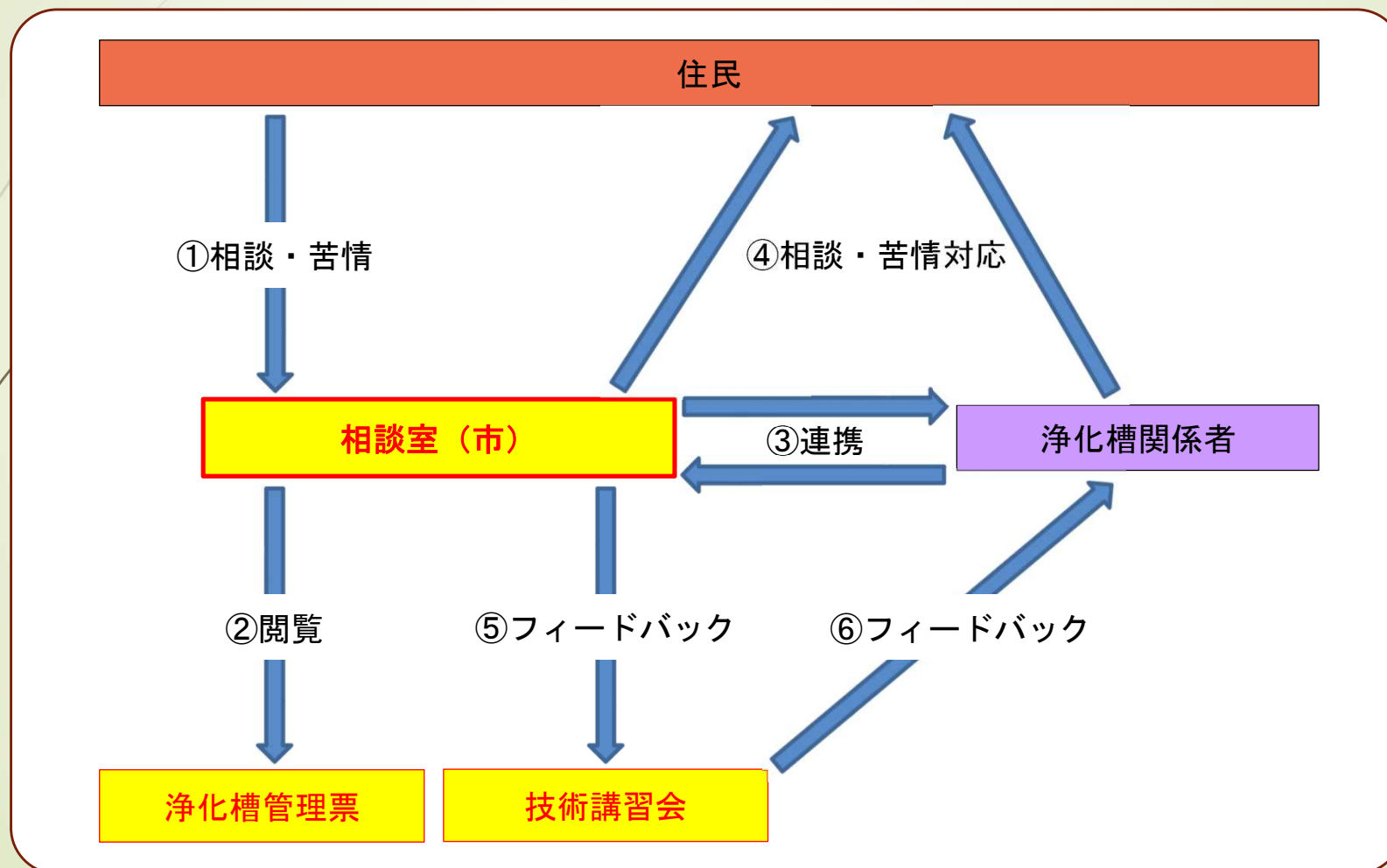
★概要★

- ・市に設置した『浄化槽相談室』で、浄化槽に関する相談を一元化
- ・浄化槽管理票も活用することで、同種の相談の円滑な解決を図る。
- ・相談内容を技術講習会にフィードバックし、更なる浄化槽技術の向上を図る。

4 新たな浄化槽整備事業の創出

31

「浄化槽相談室」実施フロー



4 新たな浄化槽整備事業の創出

32

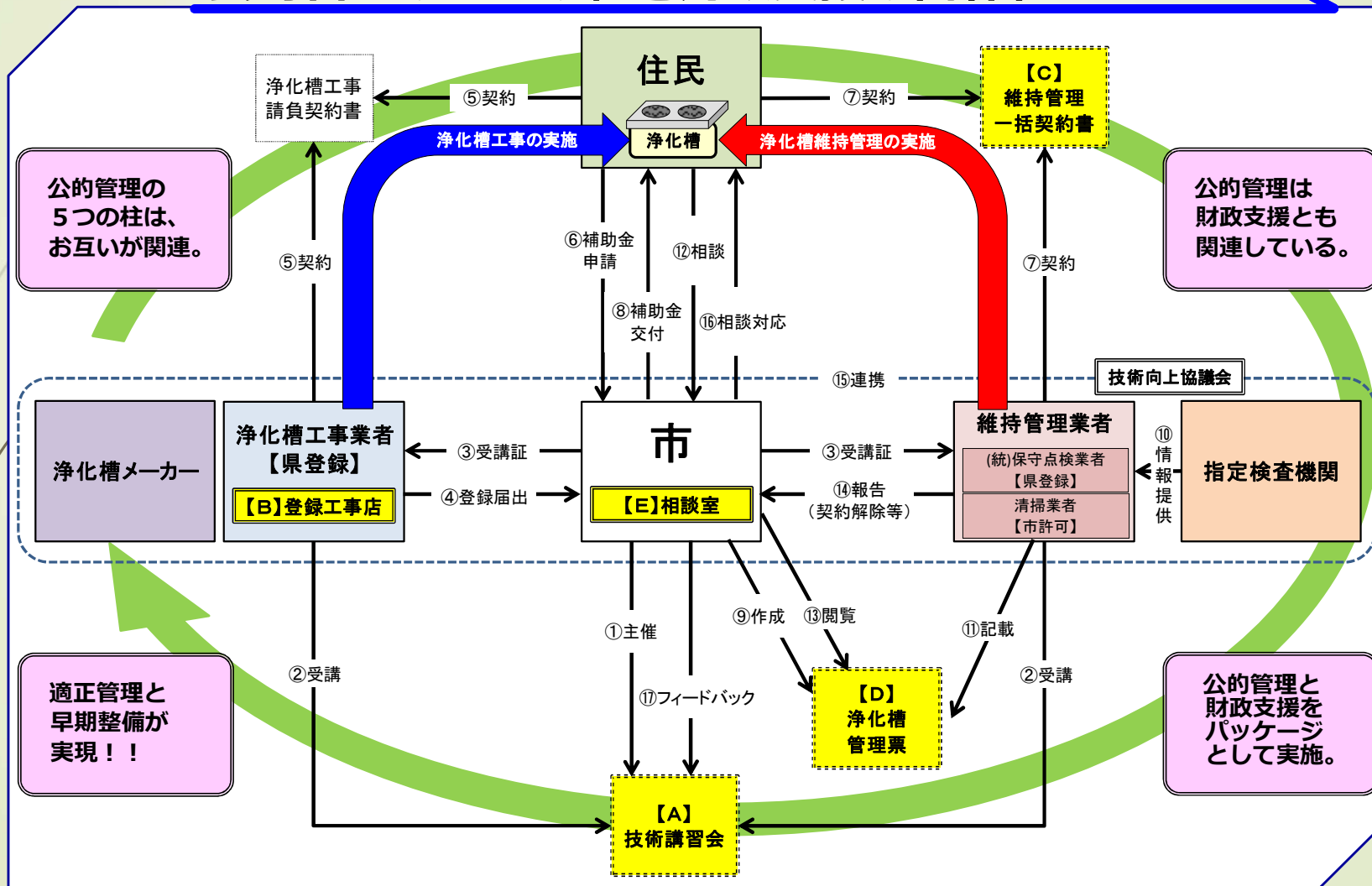
「浄化槽相談室」の様子



4 新たな浄化槽整備事業の創出

33

公的管理の5つの柱と財政支援の関係性



4 新たな浄化槽整備事業の創出

34

公的管理（5つの柱）について

①	浄化槽 技術講習会	市主催の浄化槽に関する技術向上を目的とし、 浄化槽相談室 からフィードバックされた議題などを踏まえ、『 田川市浄化槽技術講習会 』を毎年2月頃開催する。受講資格不要・受講料なし。
②	浄化槽 登録工事店	技術講習会 を受講した浄化槽設備士が、県の登録又は届出浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『 田川市浄化槽登録工事店 』となる。随時市ウェブページで公開。毎年登録届出が必要。【財政支援の要件】
③	浄化槽維持 管理一括契約	技術講習会 を受講した浄化槽管理士又は清掃作業者が所属する浄化槽維持管理業者と『 浄化槽維持管理一括契約 』を継続的に締結する。【財政支援の要件】
④	浄化槽 管理票	浄化槽ごとの管理状況を業種間で横断的かつ継続的に把握することができる『 浄化槽管理票 』によって、 維持管理一括契約 の解除情報の把握などが可能となり、浄化槽の適正管理を図る。
⑤	浄化槽 相談室	市に設置した『 浄化槽相談室 』で浄化槽に関する相談を一元化し、 浄化槽管理票 の活用などにより、同種の相談の円滑な解決を図る。また、相談内容を 技術講習会 にフィードバックすることで、更なる浄化槽技術の向上を図る。

財政支援を含めて公的管理5つの柱を「相互的」に実施することが重要！！

4 新たな浄化槽整備事業の創出

35

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業による整備計画

	従来 H30	1年目 R1	2年目 R2	3年目 R3	4年目 R4	5年目 R5	6年目 R6	7年目 R7	8年目 R8	9年目 R9	10年目 R10	10年間計 (R1~R10)
事業対象 整備基数	96基	244基	368基	493基	492基	491基	391基	390基	389基	289基	288基	3,835基
新設基数	83基	82基	81基	80基	79基	78基	77基	76基	75基	75基	74基	777基
転換基数	13基	162基	287基	413基	413基	413基	314基	314基	314基	214基	214基	3,058基
汚水処理 人口普及率	61.5%	62.7%	64.5%	66.9%	69.3%	71.6%	73.5%	75.3%	77.2%	78.6%	80.0%	—

**10年間で
約23億円の
市負担額**

項目		費用
事業費		3,790,322千円
財源内訳	国交付金	777,190千円
	県補助金	723,268千円
	市負担額	2,289,864千円

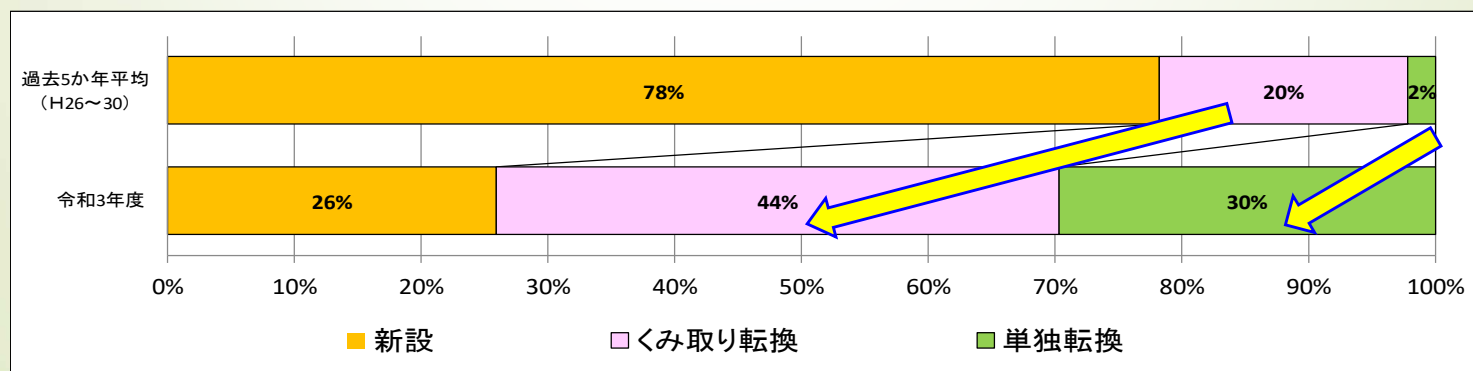
4 新たな浄化槽整備事業の創出

36

個人設置・公的管理型浄化槽整備事業の進捗状況

過去5か年の申請実績割合との比較（令和4年3月31日時点）

年度	新設		転換						合計
	件数	割合	件数	割合	うちくみ取り		うち単独		
件数					割合	件数	割合	件数	割合
5か年平均①	91件	78%	25件	22%	23件	20%	3件	2%	117件
R3 ②	62件	26%	177件	74%	106件	44%	71件	30%	239件
②－①	-29件	-52%	152件	52%	83件	35%	68件	27%	122件



5 今後の取組と展望

5 今後の取組と展望

38

浄化槽整備のポテンシャルと課題

1 柔軟な対応ができる浄化槽

人口減少社会では柔軟に対応できる個別、個人を基本とした浄化槽のシステムが有用。

2 汚水処理方式の転換の受け皿としての浄化槽

集合処理から個別処理への汚水処理方式転換の受け皿としての個別処理システムには、それだけの価値がある。

3 身の丈に合った持続可能な整備手法としての浄化槽

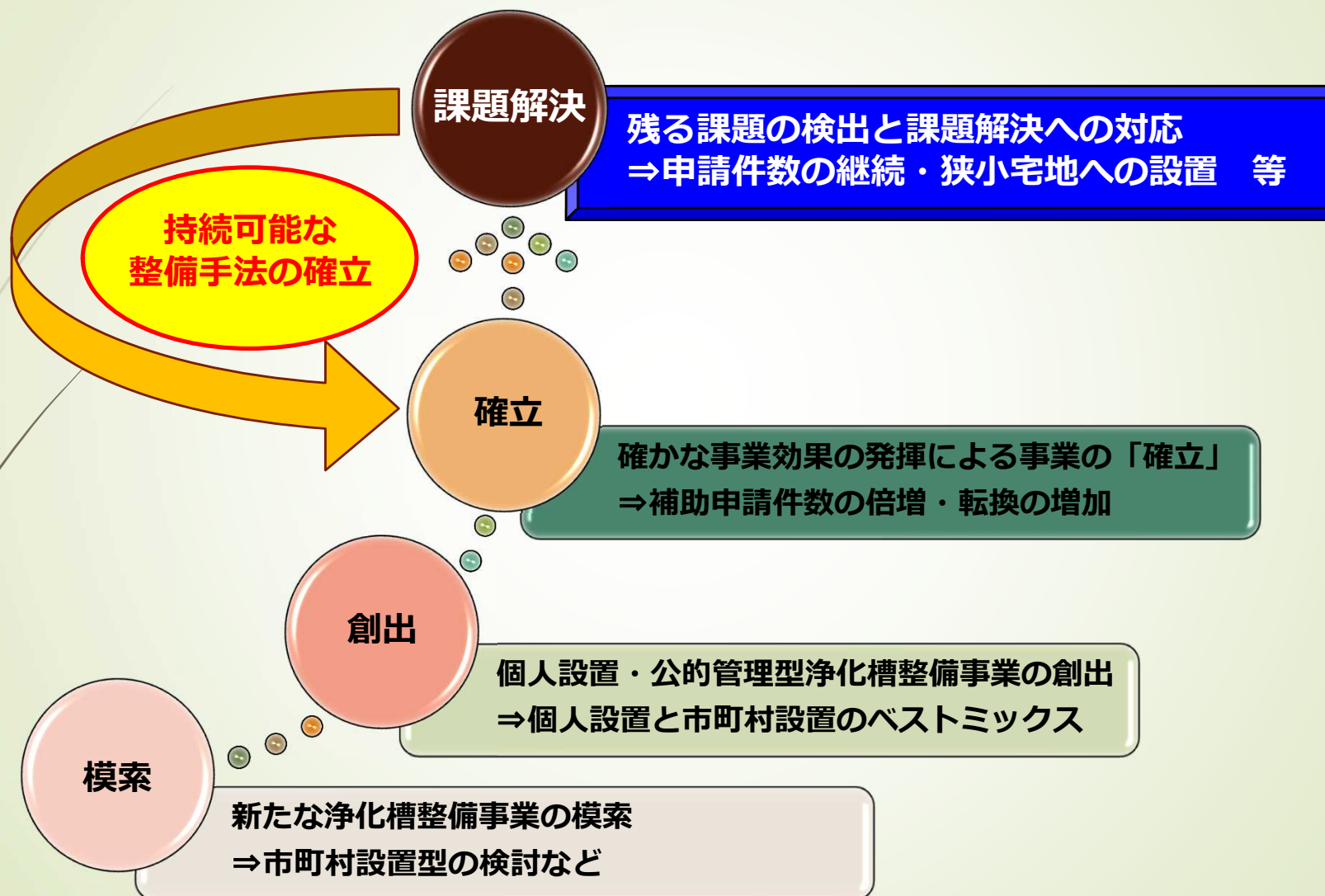
地域の現状と自治体の財政力を直視し、浄化槽関係者が知恵を出し合って、身の丈に合った整備手法として永続できる安定した維持管理システムを構築し、連携して対処することが必要。

4 維持管理費の再検討が必要な浄化槽（⇒今後取組むべき課題）

浄化槽利用者の目線に立って、コスト削減につながる省力化技術の開発が必要。

5 今後の取組と展望

39



5 今後の取組と展望

40

今後の「取組」について

1 継続的な補助金申請基数の確保

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じて、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の管理者等に対して臨戸訪問による啓発チラシの配布を行う。

2 狭小宅地地域への浄化槽整備推進

狭小宅地地域の住民等に対し、浄化槽設置に関する「意向調査及び現地調査」を行い、浄化槽設置への「個別対応」を行っていく。

3 維持管理費の再検討

浄化槽利用者の目線に立って、料金の再検討などコスト削減につながる省力化技術の開発に向けた取組の検討。

5 今後の取組と展望

41

現在の「取組」について

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じた啓発の取組

「田川市浄化槽技術向上協議会」の維持管理業者が主体となって、田川市内のくみ取り便槽又は単独処理浄化槽を使用者に様々なチラシを配布してもらいました。

市の相談室には、こうしたチラシを見たと言って、多くの方が相談に来ています。

キレイな川を取り戻す / **合併処理浄化槽にはそれができる!**

市内には、くみ取り便槽やし尿だけを処理する単独処理浄化槽が約40%設置されています。合併処理浄化槽は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を単独に合併処理浄化槽へ転換することで、合併処理浄化槽の機能を最大限に活用することができます。また、合併処理浄化槽が本来の機能を発揮し続けることにより、新しい補助制度をスタートさせます。

1 補助を受けられる条件

- 「新築の場合」、「くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合」を問わず、次のこととをすべて満たす方が補助の対象となります。
 - 田川市浄化槽技術向上協議会として登録された「田川市浄化槽登録工事店」が工事すること
 - 田川市浄化槽技術向上協議会一員は、市のホームページに掲載された、田川市の窓口に掲載されています。
 - 合併処理浄化槽を設置した住居が、維持管理を担う専門業者と継続して「浄化槽維持管理一括契約」を結ぶこと
 - 合併処理浄化槽を使用している住居に、補助の申請を行うと補助金を返金していただくことになります。
 - 合併処理浄化槽を設置する前の状態を市が確認できること
 - くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を撤去する必要がある場合があります。

2 合併処理浄化槽への転換に「手厚い補助」

くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、次のような手厚い補助が受けられます。

補助金の上限 / 最大50万円 10年間継続

平成31年度から5年度までは50万円、上乗せされ、9・10年度は10万円を上乗せして50万円とされます。

※補助金の詳しい内容は、裏面をご覧ください。

全ての建物が補助対象

「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう!

浄化槽とは?

- 日々のくらしで使ったあとの全ての水をきれいにする設備です。
- 下水道がない場所で各戸に設置します。
- 下水道と同じくらい水をきれいにできます (BOD20mg/L以下)。
- 平成30年3月時点で全国で1,175万人が使用しています。

単独処理浄化槽とは?

- トイレで使った水をきれいにする設備です。
- 風呂、洗濯、台所、その他で使った水はきれいにできません。
- 1960年代から2000年頃まで設置された設備です。
- 平成30年3月時点で全国で391万基が設置されています。

田川市浄化槽設置補助金制度

●補助の対象と補助金額
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合

建物用途	人 数	すべての補助金額
本棟工事	5人未満	83.2万円
	6・7人	91.4万円
	8～10人	104.8万円
	11～20人	143.9万円
	21～30人	197.2万円
	31～50人	253.7万円
	51人以上	282.6万円

撤去・配管 撤去：9万円 配管：30万円

※上記の金額は、工事費が100万円を超える場合は、超過分に応じて補助率が異なります。

全ての建物が補助対象

※(1)既設の単独処理浄化槽を撤去して5人未満の合併処理浄化槽を設置すると83.2万円+9万円+30万円＝122.2万円(上限)まで補助金が受けられます。

●補助金交付までの主な流れ

- 1 補助金の申請
- 2 工事費の負担金として補助
- 3 浄化槽設置工事完了後、補助金交付金を受け取り
- 4 浄化槽設置工事完了後、補助金交付金を受け取り
- 5 浄化槽設置工事完了後、補助金交付金を受け取り
- 6 補助金交付

浄化槽法における単独処理浄化槽の位置づけ

平成12年の浄化槽法改正において、単独処理浄化槽は汚濁負荷が大きいことから新設が禁止されました。

また、令和元年の浄化槽法改正において、そのまま設置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる既存単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽と定められました。

特定既存単独処理浄化槽となった場合には、廃却等の措置に係る助言・指導、助言又は命令を含む行政指導の対象となり、命令に違反した者は30万円以下の罰金が生じます。

問い合わせ：田川市役所 環境対策課 汚水処理対策室 (☎85-7160)

このチラシは **単独処理浄化槽をお使いの方に** お配りしています

単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理する浄化槽のことで、台所や風呂、洗濯機などから出る排水(生活雑排水)は処理できません。

一人1日あたりの汚れの量「BOD40g」

合併処理浄化槽の家 **単独処理浄化槽の家**

合併処理浄化槽の家：すべての生活排水を合併処理浄化槽で処理

単独処理浄化槽の家：し尿のみを単独処理浄化槽で処理

合併処理浄化槽の家：汚濁負荷が小さい(49g)

単独処理浄化槽の家：汚濁負荷が大きい(32g)

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽よりも汚れが1/8に減ります。

川や海を汚しているのは、家庭から出される生活雑排水が原因なんだよ。

田川市には単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助金を受け取れる制度があります。補助金額や補助金交付までの流れについては、裏面をご覧ください。

今がチャンス!

5 今後の取組と展望

42

現在の「取組」について

「田川市浄化槽技術向上協議会」を通じた啓発の取組

「田川市浄化槽技術向上協議会」の管工事部門からの提案で、田川市で開催されたTAGAWAコールマインフェスティバルに出店し、浄化槽啓発活動を行いました。



設置業者、維持管理業者、法定検査機関、メーカー、市が協力して実施！

200名以上の来場がありました！

43

「広報たがわ」への掲載

2
応用文が
R1. 11.15

5 今後の取組と展望

44

今後の「展望」について

☆ 中期的な展望（3～5年程度）

1 時代に即した事業への改善

「浄化槽相談室」や「アンケート調査」で得られたデータの積極的な活用や浄化槽関係者の更なる連携により、住民ニーズを詳細に把握し、反映させる。

★ 長期的な展望（5～10年程度）

2 「田川市浄化槽技術向上協議会」主導による事業運営

将来的には、浄化槽業界の更なる「力」の向上が実現し、田川市浄化槽技術向上協議会主導（行政はサポート）による事業運営を目指す。

おわりに

45

ご清聴ありがとうございました

